

運営仕様について

運営に関する条件は下記のとおりとします。

1. サービスの提供

1-1. 施設の営業について

施設の営業日数及び営業時間は下記を条件とします。

項目	条件	備考
営業日数		
年間営業日数	年間 280 日以上	
休業日		
・定期休業日	1 週当たり 1 日以内	
・年末年始休業	8 日以内	
・定期点検等による休業	年間 12 日以内。設定の際は事前に市と調整のこと	
・その他	上記以外の休業日については、その設定日等について事前に市と協議のこと	
営業時間		
基本営業時間	10:00 ~ 20:30	必ず営業する時間範囲
営業可能時間	6:00 ~ 22:00	営業が出来る範囲(利用者が入退場に要する時間を含む)

1-2. 利用者への開放条件

(1) 自由利用範囲

- ・プール、ジム、温浴施設は、以下の範囲で利用者が常に自由に利用可能とすること。ただし、ジムについては、中学生以下の利用を認めません。
- ・スタジオの自由利用の有無は事業者の裁量とします。

(利用者が営業時間中自由利用可能とする範囲)

施設	空間的範囲	時間的範囲
プール	2 コース以上	事業者による全面専用利用時*を除く全時間
温浴施設	全範囲	全時間
会議室	認めない	認めない
ジム	全範囲	全時間
スタジオ	任意	任意(事業者がプログラムを実施する時間を除く)

* 事業者の全面専用利用については、(2) 専用利用範囲を参照ください。

(2) 専用利用範囲

- ・利用者及び事業者は、プール、スタジオ、会議室を下記の条件のもとで専用利用可能とします。
- ・ジム、温浴施設の専用利用は不可とします。
- ・事業者は以下の条件の範囲で他の利用者より優先して施設を専用利用することが可能です（あらかじめ使用枠を確保できます。）。

施設	空間的範囲	時間的範囲
プール	最低 2 コース以上、自由に利用できる状態を確保した上で、それ以外の部分。ただし、事業者には全面専用利用を下記の条件で認める場合がある利用者の自由利用を著しく阻害しないこと 事前に実施内容等について市と協議を行うこと	全時間。 ただし、事業者の専用利用は営業時間の 1/2 までとする。
温浴施設	認めない	認めない
会議室	全範囲	全時間。 ただし、事業者の優先専用利用は営業時間の 1/2 までとする* ¹ 。 また、市は年間 12 回優先的に専用利用できるものとする* ² 。
ジ ム	認めない	認めない
スタジオ	全範囲	市が運営仕様で規定するプログラムを実施する時間以外の時間。ただし、事業者は、市が運営仕様で規定するプログラムの実施時間より長い時間を独自プログラムのために専用利用することはできない。

* 1 事業者は営業時間の 1/2 を超える時間を専用利用することも可能ですが、1/2 を超える部分については他の利用者の専用利用を優先するものとします。

* 2 この際の専用使用料は無料とします。

1-3. 主要施設において提供するサービスプログラム

(1) 事業者が実施しなければならないプログラム

- ・事業者は下記の条件に基づき利用者にプログラムを提供する必要があります。
- ・プログラム内容について詳細は規定しませんが、利用者がよりスポーツに親しみ、健康増進を図ることができるプログラムを、事業者の創意工夫を生かして設定してください。
- ・プログラムの内容はその時々々の市民ニーズに対応し適切なものを提供するものとしてください。
- ・本プログラムの料金は、各施設の施設使用料に含まれるものとします。

(実施基準)

実施場所	条件	備考
プール	1 日 1 プログラム (30 分以上) 以上実施するものとする	年齢、性別を問わず、誰でも参加可能なものとする
スタジオ	1 日 2 時間以上実施するものとする	

(実施プログラムの例)

実施場所	内 容
プール	水中ウォーキング、腰痛水泳、ウォーターエアロビ等
スタジオ	エアロビクス、ダンベル体操、ステップ(踏み台運動)、気功、ヨガ、太極拳等

(2)事業者が独自に提供できるプログラム

- ・事業者は下記の条件により主要施設を専用利用し、独自の発想に基づく各種プログラムを実施できます。
- ・プログラムは本施設の目的と合致した範囲で設定するものとします。
- ・本プログラムにおける利用者料金は事業者が任意に設定できます。また同プログラムによる料金収入は事業者の収入とします。
- ・本プログラムを利用する場合にも、利用者は別途規定する施設使用料を支払うものとします。

項 目	条 件
実施場所	プール、スタジオ、会議室
実施可能範囲	専用使用条件の範囲

スタジオにおいて事業者が提供する全プログラムのうち、前項に示した事業者が実施しなければならないプログラムが半分以上を占める必要があります。

1-4.自由提案施設において提供するサービス

- ・自由提案施設を設置する場合は下記の条件により、その運営を行うものとします。
- ・自由提案施設におけるサービスについては、本施設の目的に合致した範囲で実施するものとします。

項 目	条 件
営業日	主要施設の営業日の範囲内
営業時間	主要施設の営業時間の範囲内

1-5.施設の利用料金について

(1)主要施設使用料

主要施設の使用料の水準は下記の範囲とします。

a.自由使用料

自由使用料とは利用者がプール、温浴施設、ジム、スタジオを自由に使用する際の料金をいいます。

事業者は下記の範囲で各施設の使用料を提案してください。

事業者は利用者の利便性等を勘案し、総合料金を設定したり、また、いくつかの施設(プールと温浴施設等)を組み合わせた料金を設定することも可能です(この場合の料金は施設ごとの価格条件の合算額以下とします)。

7.個別施設利用料金設定範囲

個別施設利用料金は下記の範囲とします。3歳未満の幼児の利用は無料とします。

施設名	大人	高校生	中学生	小学生以下
プール	400円以上1,200円以下	250円以上750円以下		150円以上500円以下
ジム	200円以上600円以下	200円以上600円以下	-	-
スタジオ	200円以上600円以下	200円以上600円以下	-	-
温浴施設	310円以上500円以下			130円以上200円以下

*料金は日額とします。

* スタジオの自由利用設定の有無に関わらず、上記スタジオ自由使用料を設定してください。なお、取り扱いは次のとおりとなります。

- ・ 自由利用を設定する場合(プログラムを実施していないときにスタジオを自由利用可能とする場合)は上記設定料金を自由使用料とし、運営仕様で定めるプログラム利用は無料とします。
- ・ 自由利用を設定しない場合(プログラムを実施していないときにはスタジオへの入室を禁じる場合)にも上記料金を設定し、プログラム利用時のスタジオ入場料金とします。

イ. 総合使用料設定範囲

プール、ジム、スタジオ、温浴施設の全てを1日利用できる総合使用料は、下記の範囲とします。3歳未満の幼児の利用は無料とします。

(日額)	大人	高校生	中学生	小学生以下
総合使用料	600円以上1,800円以下	500円以上1,500円以下	310円以上900円以下	200円以上600円以下

ウ. 総合使用料設定範囲(月額)

プール、ジム、スタジオ、温浴施設の全てを1ヶ月間いつでも利用できる総合使用料は、下記の範囲とします。3歳未満の幼児の利用は無料とします。

(月額)	大人	高校生	中学生	小学生以下
総合使用料	3,600円以上 10,800円以下	3,000円以上 9,000円以下	1,800円以上 5,400円以下	1,200円以上 3,600円以下

ビ. 施設専用使用料

施設専用使用料とは、利用者がプール、スタジオ、会議室を別途定める条件の下で専用利用する際の料金をいいます。利用者が専用利用する際にはここで設定される専用使用料と利用者人数分の自由使用料を支払うこととなります(ただし、会議室の専用利用の場合は、専用使用料のみとなります。)

なお、事業者が利用者にサービスを提供する目的で専用利用を行う場合は、専用使用料の支払いは免除されます。

また、市が年間12回会議室を優先的に専用利用する際の専用使用料は無料とします。

プール専用使用料

区 分	1コース当り
営利(宣伝)を目的としない利用	480円以上720円以下/時間
営利(宣伝)を目的とする利用	1,440円以上2,160円以下/時間

スタジオ専用使用料

区 分	1室当り
営利(宣伝)を目的としない利用	750円以上2,250円以下/時間
営利(宣伝)を目的とする利用	2,250円以上6,750円以下/時間

会議室専用使用料

区 分	大会議室(100人程度収容)	小会議室(30人程度収容)
営利(宣伝)を目的としない利用	1,050円以上3,150円以下/時間	350円以上1,050円以下/時間
営利(宣伝)を目的とする利用	3,150円以上9,450円以下/時間	1,050円以上3,150円以下/時間

シ. プログラム利用料金

事業者は施設自由使用料に加え、下記のプログラム利用料金を設定できます。なお、スタジオ、プールにおけるプログラムに参加する利用者は、プログラム利用料金と各

施設の自由使用料を支払うこととなります。

事業者独自プログラム利用料金分は事業者の収入として扱います。

区 分	1プログラム当たり料金
事業者が実施しなければならないプログラム	無料
事業者が独自に実施できるプログラム	事業者にて任意に設定

* スタジオの自由利用を設定しない場合にも、スタジオで実施するプログラムを利用する利用者は、(1)a.7.で設定するスタジオ自由使用料を支払った上でプログラム利用料金を支払うものとします。

(2) 付属施設（駐車場）使用料

付属施設の内、駐車場については以下の条件で使用料を設定できます。事業者の判断により無料という選択も可能です。

乗用車	大型車（バス等）
300 円 / 時間相当以下	500 円 / 時間相当以下

(3) 自由提案施設利用料

自由提案施設利用料金については下記のとおりとします。自由提案施設にて収受した料金は、事業者の収入として扱います。

区 分	設定条件
自由提案施設利用料金	事業者にて任意に設定
自由提案施設で実施するプログラム利用料金	事業者にて任意に設定

2. 施設の維持管理

施設の維持管理については、別紙 4「維持管理に係る要求水準」を満足するように運営するものとします。

以 上